

令和 6 年度 学校法人会計基礎講座

令和 6 年 8 月 2 6 日（月）

公認会計士・税理士 鈴木 敦 子

【主催】公益財団法人 千葉県私学教育振興財団

目次

1. 学校法人会計における計算書類

2. 簿記について

(1) 簿記について

(2) 事業活動収支計算書と貸借対照表作成のための仕訳

(3) 資金収支計算書作成のための仕訳

(4) 資金収入調整勘定・資金支出調整勘定

3. 現金主義会計と発生主義会計

4. 発生主義会計の考え方

5. 学校法人会計の計算書類作成までの流れ

6. 学校法人会計の特色

(1) 基本金

7. 学校法人会計のまとめ（演習問題）

8. 近年の検査指導結果について

1. 学校法人会計における計算書類

(1) 計算書類作成の法律的根拠

学校法人が計算書類を作成しなければならない根拠として、以下の2つの法令があります。

①私立学校法第46条、第47条

⇒評議員会で報告をするため、また、学生その他の利害関係者の請求に応じて閲覧に供するため。

②私立学校振興助成法第14条

⇒経常的経費補助金を受けるために、所轄庁に提出するため。

1. 学校法人会計における計算書類

(2) 計算書類の体系

学校法人が作成しなければならない計算書類は、学校法人会計基準第4条によると、次のものが規程されています。

- ①資金収支計算書、これに附属する 内訳書(資金収支内訳表・人件費支出内訳書)、活動区分資金収支計算書
- ②事業活動収支計算書、これに附属する 事業活動収支内訳表
- ③貸借対照表、これに附属する 明細表(固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表)

1. 学校法人会計における計算書類

(3) 貸借対照表の作成目的と特徴

目的

貸借対照表は、学校法人の会計年度末における財政状態(運用状態と調達源泉)を明らかにすることを目的として作成されます。

一般的に(B/S=バランスシート)と呼ばれます。

学校法人における貸借対照表の特徴

①学校法人の貸借対照表は、科目の配列として「固定性配列法」をとっています。

・資産の部 … 固定資産 ⇒ 流動資産 の順に配列

・負債の部 … 固定負債 ⇒ 流動負債 の順に配列 となります。

②負債の部の次に記載される、純資産の部に基本金と繰越収支差額が記載されます。

1. 学校法人会計における計算書類

(4) 貸借対照表の様式

資産の部				負債の部		
固定資産			7,300	固定負債		1,300
	有形固定資産		5,000		長期借入金	500
		土地	4,000		学校債	500
		建物	3,000		退職給与引当金	300
	その他の固定資産		300	流動負債		350
		借地権	100		短期借入金	100
		電話加入権	200		未払金	250
流動資産			5,200	負債の部合計		1,650
		現金預金	5,200	純資産の部	基本金	6,500
					繰越収支差額	4,350
資産の部合計			12,500	負債および純資産の部合計		12,500

1. 学校法人会計における計算書類

(5)事業活動収支計算の目的と構造

目的(基準15条)

- ①当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにすること
 - ・教育活動(＝教育活動収支)
 - ・教育活動以外の経常的な活動(＝教育活動外収支)
 - ・前二号以外の活動(＝特別収支)
- ②基本金組み入れ後の、当該会計年度の事業活動収入及び事業活動支出の**均衡の状態**を明らかにすること

1. 学校法人会計における計算書類

(5)事業活動収支計算の目的と構造

事業活動収支計算書は、企業会計で言うところの「損益計算書」に該当。

しかし

- ・ 企業会計 ⇒ 一般的には、営利を目的とする会社の会計
- ・ 学校法人会計 ⇒ 営利目的ではない学校法人の会計。

学校法人会計では…

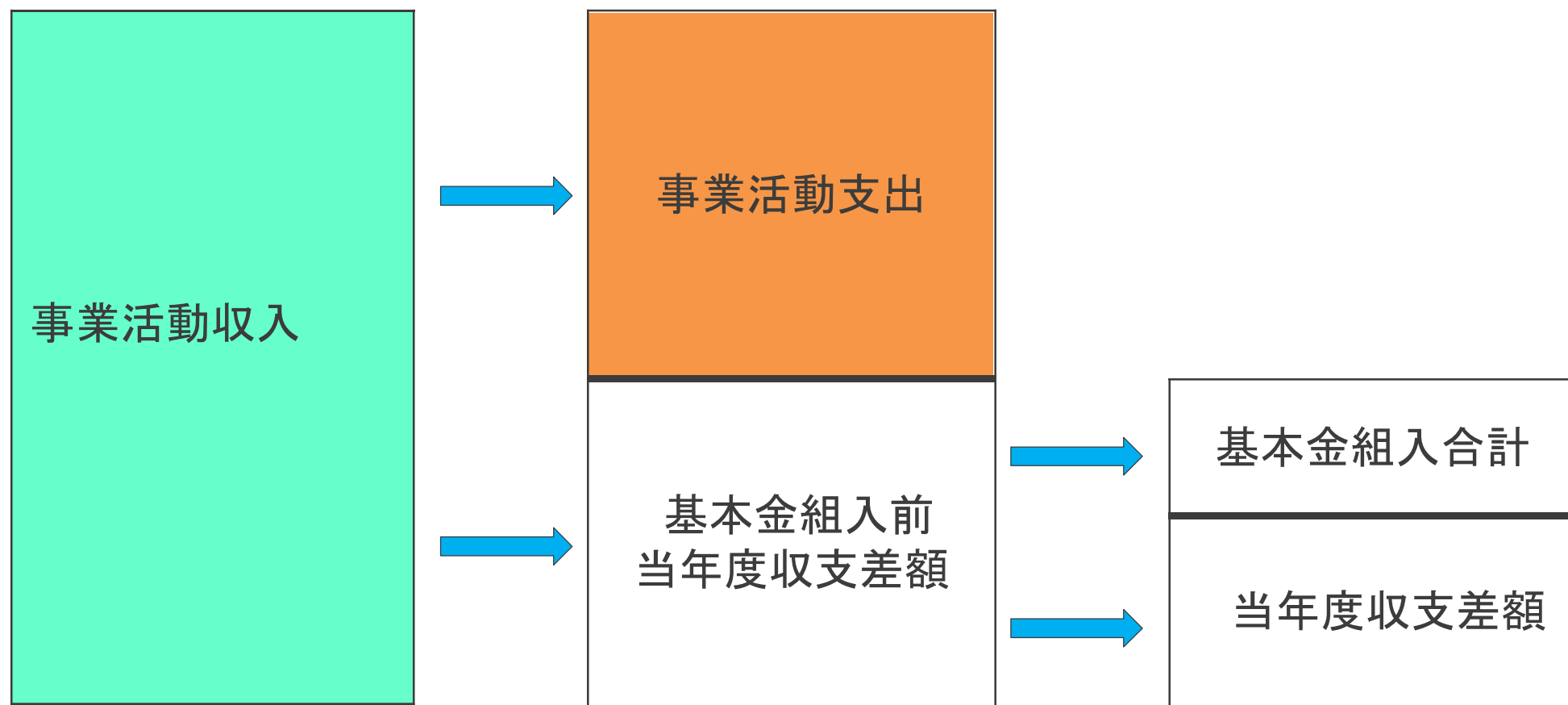
教育活動に必要な財産の永続的な維持に資する情報提供が必要。

⇒長期的な「収支均衡」の状態を明らかにするための計算書類

1. 学校法人会計における計算書類

(5) 事業活動収支計算の目的と構造

事業活動収支計算(基準16条)



1. 学校法人会計における計算書類

(6) 事業活動収支計算書の様式

教育活動収支	事業活動収入	2,000	}	本業の収支 + 以下以外の収支
	事業活動支出	△1,500		
	教育活動収支差額	500		
教育活動外収支	事業活動収入	800	}	財務活動に係る収支 + 収益事業に係る収支
	事業活動支出	△500		
	教育活動外収支差額	300		
(差引)経常収支差額		800		
特別収支	事業活動収入	350	}	資産売却(処分)差額、 施設設備寄付金補助金、 過年度修正額 など
	事業活動支出	△150		
	特別収支差額	200		
基本金組入前当年度収支差額		1,000		
基本金組入額合計		△250		
当年度収支差額		750		
前年度繰越収支差額		3,500		
基本金取崩額		100		
翌年度繰越収支差額		4,350		

1. 学校法人会計における計算書類

(7) 資金収支計算書の目的

目的(基準6条)

- ①当該会計年度におけるすべての教育研究活動やその他の諸活動に対応する すべての収入および支出の内容を明らかにすること。
- ②当該会計年度における実際の支払資金の収入および支出のてん末を明らかにすること。

1. 学校法人会計における計算書類

(8) 資金の概念範囲

① 資金の概念

学校法人会計基準上、対象となる資金は「支払資金」とされ、「現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。」と定義しています(基準6条)。

「随時換金性」と「元本保証性」の2つの要件を満たす必要があります。

② 資金の範囲

資金収支計算書の支払資金の額と、貸借対照表の現金預金有高は一致すべきものとされています。

1.学校法人会計における計算書類

(9)資金収支計算の構造

資金収支計算書

収入の部	支出の部
前年度繰越支払資金	資金支出
資金収入	
資金収入調整勘定(△)	資金支出調整勘定(△)
	翌年度繰越支払資金

2. 簿記について

(1) 単式簿記と複式簿記

□ 簿記は、決算書を作成するためのツール

□ 単式簿記と複式簿記

① 単式簿記（お小遣い帳、家計簿など）

② 一般的な複式簿記（企業会計など多くの分野で採用）

③ 事業活動計算と資金収支計算を行う複式簿記（学校法人会計等で採用）

2. 簿記について

(2)事業活動収支計算書と貸借対照表作成のための仕訳

□一般的な簿記の基本要素

簿記の対象となる取引は、大きく5つの要素に分類することができ、取引は、これら5要素の組み合わせにより記録されます。

項目	要素
貸借対照表項目	資産、負債、資本(純資産)
事業活動計算書項目	収益(事業活動収入)、費用(事業活動支出)

2. 簿記について

(2)事業活動収支計算書と貸借対照表作成のための仕訳

□ 簿記の表現(決まり事)

個々の取引の記録は「仕訳」と呼ばれます。

仕訳は、左右を一對にして記録します。

例えば、「借入をしたので現金100が入った」という取引は、以下のような仕訳で表現します。

(借方) 現金 100 / (貸方) 短期借入金 100

仕訳の左右(借方・貸方)には決まりがあります。最初の理解として、資産を座標軸として、「左側(借方)は資産のプラスを記録し、右側(貸方)は資産のマイナスを記録する」と理解すればよいでしょう。あとはその応用になります。

2. 簿記について

(2)事業活動計算書と貸借対照表作成のための仕訳

□簿記の表現

資産以外の他の要素については、以下のように考える。

- ・負債は資産のマイナスのため、負債の増加は右側（貸方）で記録する。
- ・費用の発生は資産を減少させる。資産の減少は右側（貸方）で記録されるため、対となる費用の発生は左側（借方）で記録する。
- ・収益の発生は資産を増加させる。資産の増加は左側（借方）で記録されるので、対となる収益の発生は右側（貸方）で記録する。

左側（借方）	右側（貸方）
資産の増加	資産の減少
負債の減少	負債の増加
費用の発生	収益の発生

2. 簿記について

(3) 資金収支計算書作成のための仕訳

学校法人会計の簿記仕訳の特色

一般的な複式簿記は事業活動計算書と貸借対照表を作成します。

資金収支計算は資金の収入と支出を記録するものであり、一般的な複式簿記のままでは作成されません。

↓ ではどうしたらよいか

1つの取引に2つの仕訳(一般的な複式簿記の仕訳(事業活動計算の仕訳)と資金収支計算の仕訳)を作成し、総勘定元帳と資金収支元帳に記帳する。
(仕訳が2つとなるのは、資金が関係する取引及び収益・費用の計上期と入出金期が異なる取引の場合)。

取引の実態は1つであっても資金収支計算と事業活動収支計算は目的が異なるから、二つの仕訳が必要。

ソフトを使用して計算書類を作成している場合は、実際に入力する仕訳は1つの取引について1つ。システムが自動的にもう1つの仕訳を作成している。

2. 簿記について

(3) 資金収支計算書作成のための仕訳

□ 資金収支の簿記の表現

資金が増減する取引及び収益・費用の計上期と入出金期が異なる取引の場合のみ記録する。

- ・資金の増加は収入の増加を伴う。・資金の減少は支出の増加を伴う。
- ・資金収入調整勘定の減少は資金の増加をさせる。資金収入調整勘定の増加は収入を減少させる。資金支出調整勘定の減少は資金を減少させる。資金支出調整勘定の増加は支出を増加させる。

左側(借方)	右側(貸方)
資金の増加	資金の減少
資金収入調整勘定の増加	資金収入調整勘定の減少
資金支出調整勘定の減少	資金支出調整勘定の増加
支出の増加	収入の増加

2. 簿記について

(3) 資金収支計算書作成のための仕訳

事例1: 借入金300により現金が増加した

【事業活動計算の仕訳】

(借方)	現金	300	(貸方)	借入金	300
------	----	-----	------	-----	-----

【資金収支計算の仕訳】

(借方)	資金	300	(貸方)	借入金収入	300
------	----	-----	------	-------	-----

2. 簿記について

(4) 資金調整勘定

資金収支計算の目的

- ① 1年間の教育研究活動に対応するすべての収入支出をあきらかにすること
- ② その年度の支払資金のてん末を明らかにすること



令和6年度の学生生徒等からの授業料は、令和6年度の収入に計上する。しかし、令和年度中現金預金をもらっていないものは、令和6年度の収入から控除する。



これを資金収入調整勘定という。

3. 簿記について

(4) 資金調整勘定

(資金収入調整勘定・資金支出調整勘定の例)

- ・入学金や授業料等の前受収受分（資金収入調整勘定）
- ・年度末時点での未納授業料(資金収入調整勘定)
- ・当年度に帰属する保守料の前期支払分(資金支出調整勘定)
- ・器具備品を購入したが、年度末時点では未払(資金支出調整勘定)

→本年度の諸活動に対応する収支と、支払資金残高の整合性を保つため、資金調整勘定の処理が必要となります。

3. 現金主義会計と発生主義会計

収益及び費用をどのタイミングで計上(仕訳)するか→収益と費用の認識基準

現金主義会計→現金の収支に着目した会計処理原則



確実性が満たされる

発生主義会計→経済事象の発生に着目した会計処理原則



客観性、確実性をみたしつつ、経済的実態を表す

4. 発生主義会計の考え方

(1) 発生主義会計

発生主義会計は、

収益は実現主義の原則により認識される。費用は発生主義の原則により認識される。

実現主義とは、財貨・用益の提供と現金及び現金同等物の受領をもって収益を認識原則
→収益の確実性、客観性をみたすことができるため

財貨・用益の提供とは→サービスの提供、商品の販売等

現金及び現金同等物の受領とは→現金の受領、債権の獲得

発生主義とは、費用を発生的事実に基づいて計上することを要請する費用の認識原則

発生とは→財貨用益の価値費消事実の発生を意味する

4. 発生主義会計の考え方

(2) 発生主義会計(例題)

次のうち何番が実現主義の要件を満たした状況として授業料を計上するタイミングか

- ①生徒から授業料80円を受領した。
- ②生徒に100円の授業を提供した。

次のうち何番が発生主義の要件を満たした状況として費用を計上するタイミングか

- ①職員に先月の給与40円を支払った
- ②職員が1月職務に従事した
- ③職員に賞与を支払ことを給与規程で定めている。
賞与の支給対象期間は12月から5月と6月から11月である。
3月末に決算を迎えた。
- ④耐用年数5年の車両を購入した。
- ⑤耐用年数5年の車両を購入し、事業の用に供した。

4. 発生主義会計の考え方

(2) 発生主義会計(例題)

発生主義会計のもとでは収益は以下のように認識し仕訳をします。

生徒に100の授業を提供した。

事業活動計算書及び貸借対照表の仕訳

(借方) 未収入金 100 / (貸方) 授業料 100

資金収支の仕訳

(借方) 期末未収入金(資金収入調整勘定) 100 / (貸方) 授業料収入 100

授業料として現金80を受領した

事業活動計算書及び貸借対照表の仕訳

(借方) 現金 80 / (貸方) 未収入金 80

資金収支計算の仕訳

(借方) 資金 80 / (貸方) 期末未収入金(資金収入調整勘定) 80

4. 発生主義会計の考え方

(2) 発生主義会計(例題)

発生主義会計のもとでは費用は以下のように認識し仕訳をします。

職員が職務に従事した。

事業活動計算書及び貸借対照表の仕訳

(借方) 職員人件費 50 / (貸方) 未払金 50

資金収支の仕訳

(借方) 職員人件費支出 50 / (貸方) 期末未払金(資金支出調整勘定) 50

給与として現金40を支払った

事業活動計算書及び貸借対照表の仕訳

(借方) 未払金 40 / (貸方) 現金 40

資金収支計算の仕訳

(借方) 期末未払金(資金支出調整勘定) 40 / (貸方) 資金 40

4. 発生主義会計の考え方

(3) 発生主義会計の実務

ただし、期中に実現及び発生の都度仕訳を計上することはたいへんなので、期中は現金の入出金の都度仕訳を計上し、期末だけ未収入金及び未払金を計上する方法がとられる場合もある。(こちらの方が多いかもかもしれません)

月次決算を行っている法人では、月末に未収入金及び未払金を計上している。

5. 学校法人会計の計算書類作成までの流れ

(1) 貸借対照表と事業収支計算書作成までの流れ

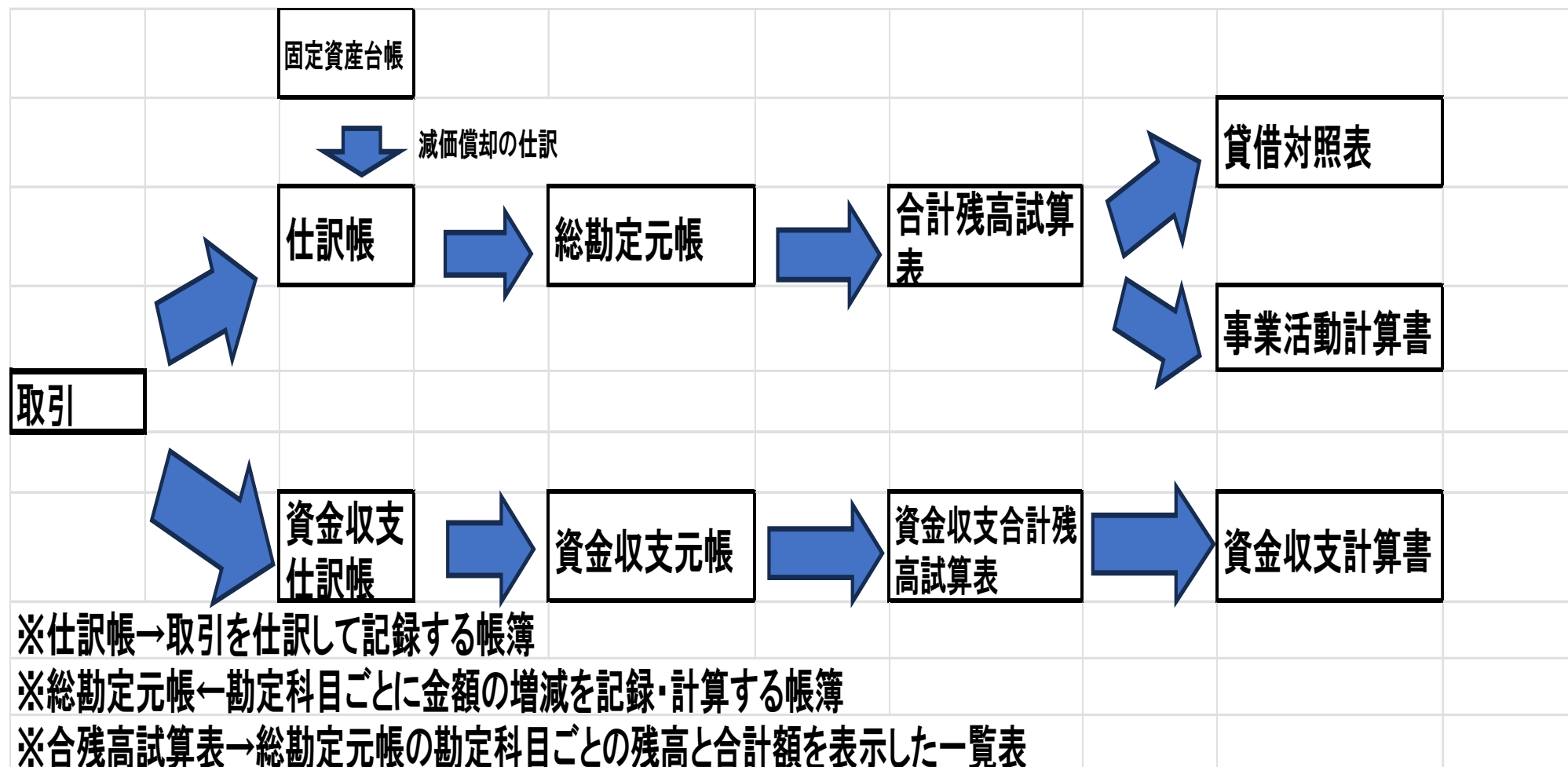
[illegible]

5. 学校法人会計の計算書類作成までの流れ

(2) 資金収支計算書作成までの流れ

資金		授業料収入		資金収支合計残高試算表			資金収支計算書		
500	40		100		借方	貸方	学生生徒等納付金収入		
80				資金	540		授業料収入	100	
				授業料収入		100	資金収入調整勘定	△ 20	
				職員人件費支出	50		前年度繰越支払資金	500	
				期末未収入金（資金収入調整勘定）		△ 20	収入の部合計	580	
				期末未払金（資金支出調整勘定）	△ 10				
期末未収入金(資金収入調整勘定)		職員人件費支出		前年度繰越支払資金		500			
100	80	50		合計	580	580	人件費支出		
							職員人件費支出	50	
							資金支出調整勘定	△ 10	
							次年度繰越支払資金	540	
							支出の部合計	580	
期末未払金（資金支出調整勘定）		前年度繰越支払資金							
50	40		500						

5. 学校法人会計の計算書類作成までの流れ (3)まとめ



5.学校法人会計の特色

(1)基本金

基本金の意義(基準29条)

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

<留意点>

①基本金は、「投資」ではなく、「寄付行為」によって形成されるもの。

⇒株式会社等の「資本金」とは異なる。

②諸活動(＝教育研究活動)に必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものである。

⇒将来活動していく上で、当該資産が消耗した場合には、代替資産を取得する意志があること。

5.学校法人会計の特色

(1)基本金

基本金の種類(基準30条)

- ①学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額(第1号基本金)
- ②学校法人が新たな学校の設置または既設の学校の規模の拡充もしくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額(第2号基本金)
- ③基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額(第3号基本金)
- ④恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額(第4号基本金)

5.学校法人会計の特色

(1)基本金

基本金の意義

基本金の組み入れ

先述の通り、基準29条にて基本金の組み入れは「その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」とされています。

⇒「組み入れ」の意味が分かりづらいのですが、要約すると、事業活動収支計算により算出された事業活動収支差額のうち、基本金組入金額部分を、基本金勘定に移動させる行為をいいます。

事業活動収支差額は、仮に基本金への組み入れを行わないと、全額がB/S純資産の部の「繰越収支差額」勘定に入ることになります。

従って、純資産の部における、「繰越収支差額」から「基本金」へいくら動かすべきかと考えると理解しやすくなるかとかと考えます。

5.学校法人会計の特色

(1)基本金

第4号基本金

- ①恒常的に保持すべき資金を対象にしていますが、第2号基本金や第3号基本金のように、流動資産から固定資産に振り替えて、引当特定資産として表示することまでは求められていません。すなわち、流動資産の表示のままで良いということになります。

- ②第4号基本金として保持すべき金額は、「文部科学大臣の定める額」であり、前年度の人件費や経費の金額等から決まった方法で算出された金額になります。前年度の保持すべき資金の額に比べて、当年度の計算額がどの程度増減するかで、組み入れるべき金額、又は取り崩す金額が決まることになります。

5.学校法人会計の特色

(1)基本金

第4号基本金・恒常的に保持すべき資金の額【算定式】

事業活動収支計算書における

- ①人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く)
- ②教育研究経費(減価償却費を除く)
- ③管理経費(減価償却費を除く)
- ④借入金等利息

$$\text{上記①～④の合計} \div 12 = \text{保持すべき資金の額}$$

第4号基本金の繰入額の計算

当年度の保持すべき額が、前年度の保持すべき額の

- ①80%以上～100%未満 ⇒ 前年度の保持すべき額
- ②80%未満 or 120%超 ⇒ 当年度の保持すべき額になるように、取崩or組入
- ③100%以上～120%以下 ⇒ 前年度の保持すべき額とすることができる(当年度もOK)

5.学校法人会計の特色

(1)基本金

基本金の未組み入れ(基準30条第3項)

第1号基本金に該当する固定資産を取得した場合、本来は基本金組入れを行う必要がありますが、借入金・学校債・未払金・手形債務・リース債務などの外部資金(負債)で固定資産を取得した場合には、取得年度において基本金組入れはおこなわず、当該、借入残高等の残高相当額は未組入高となります。

当該未組入高は、当該債務を実質的に支払った(返済した)会計年度において、その金額分の基本金組み入れを行うこととなります。

⇒基本金明細書においても明示される。

6. 学校法人会計のまとめ（演習問題） 問題

以下の取引について事業活動計算の仕訳及び資金収支計算の仕訳を作成し、精算表を作成してください。
期中取引（年間）

- ①授業料収入 3,500
- ②教員人件費支出 1,500
- ③経費支出 500
- ④長期借入金の増加400、返済100（借入金の目的は建物取得）
- ⑤建物取得による支出 700
- ⑥機器備品（取得価額200 簿価1 ）売却収入100

決算整理 取引

- ⑦未収授業料 50
- ⑧未払経費 30
- ⑨減価償却費（建物） 80
- ⑩基本金組入額 200

⇒ 建物増加700－器具備品除却200－長期借入金増加400＋返済100＝200

6.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(回答用紙1)(仕訳)

	事業活動計算の仕訳				資金収支計算の仕訳			
	借方		貸方		借方		貸方	
①	現金預金	3,500	授業料	3,500	資金	3,500	授業料収入	3,500
②	人件費	1,500	現金預金	1,500	人件費支出	1,500	資金	1,500
③	経費	500	現金預金	500	経費支出	500	資金	500
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								

6.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(回答用紙2)(事業活動収支計算書・貸借対照表)

事業活動収支計算書／貸借対照表(精算表)

勘定科目	期首貸借対照表		期中取引		決算整理取引		合計残高試算表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
土地	1,000							
建物	800							
機器備品	1							
現金預金	700							
未収入金								
長期借入金		400						
未払金								
基本金		2,000						
事業活動収支差額		101						
学生生徒納付金								
人件費								
経費 (減価償却費含む)								
固定資産売却差額								
基本金組入額								
計	2,501	2,501						

6.学校法人会計のまとめ(演習問題) (回答用紙3)資金収支計算書

資金収支計算書(精算表)

勘定科目	期首残高		期中資金取引		決算整理資金取引		資金収支合計残高試算表	
	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入
学生生徒等納付金収入(授業料収入)								
資産売却収入 (機器備品 売却収入)								
人件費支出(教員人件費支出)								
経費支出(消耗品費支出)								
長期借入金収入								
長期借入金返済支出								
建物取得支出								
期末未収入金(資金収入調整勘定)								
期末未払金(資金支出調整勘定)								
前年度繰越支払資金		700						
次年度繰越支払資金	700							
合計	700	700						

6.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(答え1)(仕訳)

	事業活動計算の仕訳				資金収支計算の仕訳			
	借方		貸方		借方		貸方	
①	現金預金	3,500	授業料	3,500	資金	3,500	授業料収入	3,500
②	人件費	1,500	現金預金	1,500	人件費支出	1,500	資金	1,500
③	経費	500	現金預金	500	経費支出	500	資金	500
④	現金預金	400	借入金	400	資金	400	借入金収入	400
	借入金	100	現金預金	100	借入金返済支出	100	資金	100
⑤	建物	700	現金預金	700	施設取得支出	700	資金	700
⑥	現金預金	100	器具備品	1	資金	100	設備売却収入	100
			設備売却差額	99				
⑦	未収入金	50	授業料	50	期末未収入金(資金収入調整勘定)	50	授業料収入	50
⑧	経費	30	未払金	30	経費支出	30	期末未払金(資金支出調整勘定)	30
⑨	減価償却費	80	建物	80	仕訳なし			
⑩	基本金組入額	200	基本金	200	仕訳なし			

6.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(答え2)事業活動計算書・貸借対照表

事業活動収支計算書／貸借対照表(精算表)

勘定科目	期首貸借対照表		期中取引		決算整理取引		合計残高試算表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
土地	1,000						1,000	
建物	800		700			80	1420	
機器備品	1			1			0	
現金預金	700		3,500 400 100	700 1,500 500 100			1,900	
未収入金					50		50	
長期借入金		400	100	400				700
未払金						30		30
基本金		2,000				200		2200
事業活動収支差額		101						101
学生生徒納付金				3500		50		3,550
人件費			1,500				1,500	
経費 (減価償却費含む)			500		80 30		610	
固定資産売却差額				99				99
基本金組入額					200		200	
計	2,501	2,501	6,800	6,800	360	360	6,680	6,680

6.学校法人会計のまとめ(演習問題)

(答え3)資金収支計算書

資金収支計算書((精算表))

勘定科目	期首残高		期中資金取引		決算整理資金取引		資金収支合計残高試算表	
	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入
学生生徒等納付金収入(授業料収入)				3,500		50		3,550
資産売却収入 (機器備品 売却収入)				100				100
人件費支出(教員人件費支出)			1,500				1,500	
経費支出(消耗品費支出)			500		30		530	
長期借入金収入				400				400
長期借入金返済支出			100				100	
建物取得支出			700				700	
期末未収入金(資金収入調整勘定)						△50		△50
期末未払金(資金支出調整勘定)					△30		△30	
前年度繰越支払資金		700						700
次年度繰越支払資金	700		3,500 100 400	1,500 500 100 700			1,900	
合計	700	700	6,800	6,800	0	0	4,700	4,700

7.近年の検査指導結果について

(1)キーワード

①各種規程の整備・点検・改善

- ・学則(園則)に明記されていない費目の徴収
- ・減免規程にない減免
- ・給与規程と支給実態の一致

②内部統制の整備運用

- ⇒・現金と預金の同時確認(通帳のコピー不可)
- ・領収書の適切な管理
- ・インターネットバンキングの承認の統制

④補正予算の作成

⑤契約書の整備

- ・施設設備利用料等

参考図書

学校法人会計実務詳解ハンドブック:編者 新日本有限責任監査法人 発行 同文館出版

・学校法人会計の実務ガイド(第7版):編者 あずさ監査法人 発行 中央経済社

・Q&A学校法人会計の実務ガイダンス:編者 新日本有限責任監査法人 発行 中央経済社

・Q&A学校法人の新会計実務:編者 有限責任監査法人トーマツ 発行 第一法規

・学校法人会計入門:編者 増田正志 発行 税務経理協会

・わかる使える学校法人会計テキスト:著者 杉野泰雄 発行 中央経済社

講師紹介

氏名:鈴木敦子(昭和44年生まれ)

事務所所在地:有限会社千葉わかば会計

千葉県稲毛区緑町1丁目26-14コンフォート田中1A

メールアドレス:asuzu14905@gmail.com

TEL:043-215-7760 FAX:043-215-7761

略歴:平成3年3月 立教大学社会学部卒業

平成11年4月 公認会計士登録

平成21年7月 税理士登録

職歴: 20法人以上の学校法人の監査の責任者及び補助者として従事

千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員 令和5年6月から現在

千葉県農林水産部土地改良区検査委員 令和3年4月から現在

千葉県農業協同組合検査員 平成26年4月から平成29年3月

佐倉市社会福祉法人監査指導員 令和5年2月から現在